

埼玉県消費生活支援センター会計年度任用職員 (消費生活相談員・週2日勤務) 募集要項

埼玉県では、次のとおり埼玉県消費生活支援センターに勤務する会計年度任用職員(週2日勤務の消費生活相談員)を募集します。

1 職務内容・募集人員等

(1) 募集職種

消費生活相談員

(2) 募集人員

埼玉県消費生活支援センター(本所) 1名

(3) 勤務場所

埼玉県消費生活支援センター(本所)

(川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階)

(4) 職務内容

消費生活に関する相談及び苦情の処理並びに消費者啓発業務

(5) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

2 応募資格

(1) 次のいずれかの資格を有する人

ア 消費生活相談員(国家資格)

イ 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」

ウ 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」

エ 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」

(2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

(1) 勤務日

週2日14時間30分

※原則として土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。

(2) 勤務時間

午前8時45分から午後5時まで（休憩時間60分）

(3) 報酬

日額 14,110円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

(4) 諸手当

期末手当及び勤勉手当

(5) 交通費

実費相当分を支給（県の規定による）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(6) 有給休暇

年次休暇3日（初年度）・夏季休暇3日（5月から10月の期間内）

（県の規定による。変更される場合があります。）

※1 「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めによるところにより変更します。

※2 令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

4 選考方法

(1) 一次審査：提出書類による書類審査

志望動機を400字以内で記述してください。

結果は書類受付後、応募者全員に発送します。

(2) 二次審査：一次審査の合格者を対象に面接及び論文

面接及び論文の日程は一次審査の結果の際に併せてお知らせします。

結果については、二次審査終了後、7日以内に発送します。

5 提出書類

(1) 履歴書（様式第1号）、身上書（様式第2号）

※任用試験の結果や面接の日程等を連絡するため、住所、メールアドレス、電話番号は間違いないように記入してください。

(2) 資格を証する書類の写し

(3) 志望動機記述用紙（志望動機を別紙の原稿用紙に400字以内で記述してください。）

6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を埼玉県消費生活支援センター（本所）まで直接持参するか、下記応募・問合せ先まで郵送してください。郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（消費生活相談員・週2日）採用選考申込書在中」と朱書きしてください（電子メール及びFAXでの応募は御遠慮ください。）

(2) 受付期間

令和8年2月20日（金）まで

*郵送の場合 令和8年2月20日（金）必着

*直接持参の場合 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜・日曜・祝日は除く）

7 応募・問合せ先

埼玉県消費生活支援センター（本所） 相談担当 春日

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階

TEL 048-261-0978